

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区（以下「区」という。）又は区民団体がひととき保育を実施することに関し必要な事項を定め、子どもを持つ区民の社会参加の促進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひととき保育」とは、各種事業・生涯学習・地域活動等に子どもを持つ区民（以下「保護者」という。）が参加する際、保護者に代わって事業等を主催する者が区立の施設を利用して一時的に子どもを保育することをいい、次に掲げるものとする。

- (1) 区事業ひととき保育 区が主催する区民を対象とした事業、イベント、説明会等（以下「区事業」という。）に伴い区が実施するひととき保育をいう。
- (2) 区民活動等ひととき保育 区民団体が活動を行う際、その団体が実施するひととき保育をいう。

第2章 ひととき保育者バンク

(保育者バンク)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、世田谷区ひととき保育者バンク（以下「保育者バンク」という。）を設置し、一定の要件を備えたものを登録する。

(登録要件)

第4条 保育者バンクに登録できる者は、保護者が社会活動に参加することに理解があるとともに保育に熱意を有し、責任を持って保育ができる者であって、次の各号の要件を備えているものとする。

- (1) 保育士、幼稚園教諭、看護師若しくは保健師の資格を有している又は区長が別に実施する研修若しくは相当と認めた研修を受講し、修了していること。
- (2) 登録時において心身ともに健康であり、おおむね70歳未満であること。
- (3) 区が実施するひととき保育養成講座を受講修了していること。
- (4) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの間にあること。

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの間にあること。

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行ったこと。

(更新)

第5条 保育者バンク登録の有効期間は、登録の日からその日の属する年度末までとする。

2 保育者バンクに登録した者（以下「保育者」という。）は、登録期間が満了する場合において、登録の更新をすることができる。

3 前項の有効期間は、1年間とする。

(登録の取り消し)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育者の登録を取り消すことができる。

(1) 登録辞退の申出があったとき。

(2) 保育者としてふさわしくない行為があり、区長が登録の取消しを必要と認めるとき。

(3) 第4条第4号に規定する欠格事由に該当したとき。

(保育者の責務)

第7条 保育者は、保育を行うに当たり、子どもが健やかなひとときを過ごせるよう努めるとともに、安全衛生に十分注意しなければならない。

2 保育者は、保育で知り得た個人情報について他人に漏らしてはならない。

(保育者への指導)

第8条 区長は、ひととき保育を推進するため、保育者に対し助言及び指導を行うものとする。

2 区長は、保育者に対し研修を行う。

3 区長は、必要があると認めるときは、保育者に健康診断の受診を求めることができる。

第3章 区事業ひととき保育

(実施方針)

第9条 区事業を行う所管課（以下「事業課」という。）は、事業実施に当たりひととき保育を行うものとする。ただし、次の場合は、ひととき保育を行わないことができる。

(1) 区事業への保護者の参加が想定されないとき。

(2) ひととき保育を行うための会場が確保されないとき。

(3) 前2号のほか、ひととき保育を行わないことについてやむを得ない理由があるとき。

(会場)

第10条 ひととき保育の会場は、原則として区事業を行う区立施設内とし、子どもの保健衛生及び安全性を考慮した部屋を選定するものとする。

(保育者の配置)

第11条 ひととき保育に従事する保育者は、保育者バンクに登録された者から選定しなければならない。

2 事業課は、別表第1に定める配置基準により必要な人数の保育者を配置しなければならない。ただし、保育者の合計数は、原則として15名以内とする。

(対象児)

第12条 ひととき保育の対象となる者（以下「対象児」という。）は、生後5ヶ月以上で首のすわった乳児から小学校就学前の幼児までとする。ただし、会場の広さに応じた人数の範囲内で、かつ、保育者の配置基準を満たす場合のみ、小学校低学年児も対象とすることができる。

2 対象児の人数は、保育会場の広さに対し子ども一人当たり3平方メートルを目安とし、安全性等を考慮し設定しなければならない。ただし、原則として25名を超えることはできない。

3 事業課は、ひととき保育を円滑に行うため、あらかじめ保護者から保育の申し込みを受け、対象児の年齢、人数等を把握するものとする。ただし、事業当日に保育の申し込みがあったときは、保育者配置基準その他の要件を満たす場合にのみ受け入れることができる。

(保育時間)

第13条 ひととき保育の保育時間は、原則として3時間以内とする。

(保育用品)

第14条 事業課は、ひととき保育の実施に当たり、必要な保育用品を用意するものとする。

(保育内容)

第15条 事業課は、ひととき保育の実施に当たり、保育者に対し安全な保育を行うよう監督指導するものとする。

2 ひととき保育においては、おやつ管理・提供は、原則として行わない。ただし、飲み物については、この限りではない。

(報告)

第16条 保育者は、ひととき保育終了後、保育の状況等を事業課に報告しなければならない。

2 事業課は、ひととき保育の実施状況を子ども・若者部子ども家庭課に報告しなければならない。

(保育者への謝礼)

第17条 保育者に対する謝礼は、事業課が負担するものとし、保育謝礼額については、別表第2のとおりとする。

2 保育者の来場にもかかわらず、保育申込者のキャンセルによりひととき保育が実施されなかった場合の謝礼額は、一律3600円とする。

第4章 区民活動等ひととき保育

(保育者の紹介)

第18条 区は、区民活動等ひととき保育を実施しようとする団体から保育者の紹介依頼があったときは、保育者バンクの情報を提供することができる。

(準用)

第19条 区民活動等ひととき保育の実施者は、区事業ひととき保育に係る第10条から第16条までの規定に準じてひととき保育を行うものとする。

(保育者への謝礼)

第20条 保育者に対する謝礼は、原則として区民活動等ひととき保育の実施者が負担することとし、その額については、区事業ひととき保育に係る第17条の規定に準じて支払うものとする。

第5章 その他

(所管)

第21条 ひととき保育制度の推進については、子ども・若者部子ども家庭課が所管する。

(委任)

第22条 この要綱が定めるもののほか、ひととき保育の実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 世田谷区一時（ひととき）保育実施要綱（平成7年2月2日世女政発第79号）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の世田谷区一時（ひととき）保育実施要綱前項に基づき登録した保育者は、この要綱に基づく登録資格を有するものとみなす。

附 則（平成11年6月16日世男女共発第29号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月16日世男女共発第83号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年 3月23日世子男女発第317号）
この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月13日世子家発第1113号）
この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 3月31日23世子家第2305号）
この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則（平成26年 3月31日25世子家庭第631号）
この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年 3月19日29世子家庭第804号）
この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 2年 2月17日31世家庭第821号）
この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 6年 2月29日 5世家庭第1641号）
この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 7年 5月30日 7世家庭第773号）
この要綱は、令和 7年 6月 1日から施行する。

別表第 1（第11条関係）

	0歳児	1歳児	2・3歳児	4歳児	5・6歳児	保育者数
子どもの 人数	1人	1人	1～2人	1～3人	1～4人	1人
	2人	2人	3～4人	4～6人	5～8人	2人
	3人	3人	5～6人	7～9人	9～12人	3人
	4人	4～5人	7～8人	10～12人	13～16人	4人
	5人	6～7人	9～10人	13～15人	17～20人	5人
	6人	8～9人	11～12人	16～18人	21～24人	6人
	7人	10～11	13～14人	19～21人	25人	7人
	8人	12人	15～16人	22～24人		8人
	9人	13人	17～18人	25人		9人
	10人	14人	19～20人			10人
	11人	15人	21～22人			11人
	12人	16人	23～24人			12人
	13人	17人	25人			13人
	14人	18人				14人
	15人	19人				15人

備考

- 1 年齢構成別に、子どもの人数に対する保育者数を出し、その合計数を配置基準保育者数とする。
- 2 配置基準保育者数が1人となる場合において、子どもの人数が複数の場合には、保育者を2名配置しなければならない。
- 3 小学校低学年児を保育する場合は、5・6歳児の欄を適用する。

別表第 2（第17条関係）

区分 \ 時間	拘束時間	
	3時間以下	4時間以下
昼間	3 6 0 0円	4 8 0 0円
夜間	4 3 5 0円	5 8 0 0円

備考 夜間は、保育開始が18時以降の場合とする。